



平成 29 年 2 月 7 日

各 位

会社名 攝津製油株式会社
代表者名 代表取締役社長 二ノ宮 義治
(コード番号 2611 東証第二部)
問合せ先 執行役員総務部長 山本 信秀
(TEL 072-280-2650)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 24 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「日清オイリオグループ株式会社との株式交換契約締結」（以下「本株式交換契約」といいます。）が本臨時株主総会で承認された場合、平成 29 年 5 月 1 日の本株式交換の効力発生日以降、当社の株主は、日清オイリオグループ株式会社のみとなる見込みであります。

これに伴い、多数の株主の存在を前提とする定時株主総会の議決権の基準日を予め定款に定めておく必要性が失われることから、現行定款第 15 条を削除するとともに、現行定款第 16 条以下の条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該規定の削除は、本株式交換契約が本臨時株主総会で承認されることならびに平成 29 年 3 月 31 日の前日までに本株式交換が中止されないことおよび本株式交換契約の効力が失われていないこと条件として、平成 29 年 3 月 31 日に効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 29 年 3 月 24 日（金）

定款変更の効力発生予定日 平成 29 年 3 月 31 日（金）

以上

別紙

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 15 条 当会社の、定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年 3 月 31 日とする。	(削除)
第16条～第41条 (条文省略)	<u>第 15 条～第 40 条</u> <u>(現行どおり)</u>

以上